

発 刊 に あ た っ て

大正11(1922)年に、部落差別を中心としたあらゆる差別撤廃の熱い願いを込め、部落解放運動の火ぶたを切った「水平社宣言」の高い志、思想は現在も新鮮で尊く感じます。

提起された部落差別の完全解消に向かって時代は確実に動いているとは言え、まだ終結するまでには至っていないという認識が共有されている現状であります。

「水平社」の「水平」は、部落差別の解消だけに止まらず、その究極の意味するところは、この世の「生きとし生けるもの」全てが、分け隔てなく平等に共存するという高い志と高邁な思想を掲げたものであることは周知の通りであります。

昭和40(1965)年の同和対策審議会の答申以来、これまでに、「同和対策事業特別措置法」や「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業財政特別措置法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等が法制化され、部落差別の解消は「国の責務であり、国民的課題である」という認識のもと、物的・人的・心的・教育的環境の改善が財政上の裏付けをもって進められてきました。

「地域改善対策特定事業財政特別措置法」までは、住宅や地域道路、上下水道などの身近な生活環境改善を図ることを急務としつつ、学校においては児童生徒に対して人権・同和教育の深化を、社会においてはすべての人々に対して、人権・同和の啓発の拡大を図ることに重点を置いた、力強い運動が展開されてきたように感じられます。

その後は、今日に至るまで、学校教育を中心とした人権教育の深化、発展を期し、部落差別の完全解消を目指すに止まらず、障がい者差別や男女差別、人種差別等、あらゆる差別の解消を目指した運動へと更に広く、大きく動き始めている真っ只中にあります。

同時に、これはとりもなおさず、現在は水平社宣言の究極の思想へ向かって高めていく過程にあることを意味しているとも考えられます。

今後は、今までの運動の成果と課題をしっかりと検証した上で、より充実した的確な実践活動を継続していくことが強く望まれると考えています。

そのためにも、平成18(2006)年度から、新宮町人権・同和教育学習カリキュラム検討委員会のもとに、「これまで各学校で実践されてきた社会科歴史学習の目標や内容の共通理解を図り、統一した社会科学習の事例集を作成する」ことを目的に検討を重ねて、完成した「新宮町人権・同和教育学習カリキュラム事例集」の有効活用をしていただきたいと強く願うものであります。

本書の作成にあたり、ご尽力いただいた故山根勉様はじめ関係者の方々に心から感謝申し上げます。発刊にあたっての挨拶といたします。

平成22(2010)年3月

新宮町教育委員会

教育長 井口 満